

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、静岡市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類

静岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

静岡都市計画区域区分

静岡都市計画用途地域

静岡都市計画特別用途地区

静岡都市計画高度地区

静岡都市計画準防火地域

静岡都市計画道路 3・2・7号港橋横砂線

3・3・11号静岡駅賤機線

3・4・14号駒形井宮線

3・4・15号橘田町線

3・4・55号日の出町押切線

3・4・90号下野山原線

静岡都市計画下水道 静岡市公共下水道

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課